

岩手県収用委員会告示第6号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定による通知について、通知すべき土地所有者の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成27年2月27日

岩手県収用委員会

会長 八木橋 伸之

- 1 通知すべき書面 安渡第1地区小規模団地住宅施設整備事業に伴う収用事件に係る審理開始通知書
- 2 通知を受けるべき土地所有者の最後の住所及び氏名

最後の住所	氏名
不明	土地登記記録表題部所有者 田中福松ほか4名

- 3 収用しようとする土地等の表示

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	実地の状況	備考
岩手県上閉伊郡大槌町 大槌第28地割字道ノ下	87番	墓地	59㎡	59.54㎡	59.54㎡	墓地	別図に赤色で 表示する部分

- 4 通知すべき書面の保管 岩手県収用委員会事務局において保管しているので、来庁の上、その交付を受けること。

備考 「別図」は、省略し、岩手県収用委員会事務局に備えておいて縦覧に供する。

付記 上記の書面を受領しないときは、平成27年3月20日をもって通知があったものとみなされます。